議案第１０９号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改める。

第３０条の２第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に改める。

第２条　杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第３０条の２第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に改める。

附　則

１　この条例は、令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

会計年度任用職員の給与を改定する必要がある。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第１条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１６条　略 ２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　略	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１６条　略 ２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　略
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第１６条の２　略 ２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２３．７５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　略	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第１６条の２　略 ２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１１８．７５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　略
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第３０条　略	第３０条　略
２　期末手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３及び４　略	３及び４　略
（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第３０条の２　略	第３０条の２　略
２　勤勉手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２３．７５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	２　勤勉手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に１００分の１１８．７５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３及び４　略	３及び４　略

第２条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第１６条　略	第１６条　略
２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２	２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１３

８．７５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

３及び４　略

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第１６条の２　略

２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２１．２５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

３及び４　略

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第３０条　略

２　期末手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

３及び４　略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第３０条の２　略

２　勤勉手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額

１．２５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

３及び４　略

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第１６条の２　略

２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に１００分の１２３．７５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

３及び４　略

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第３０条　略

２　期末手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

３及び４　略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第３０条の２　略

２　勤勉手当の額は、第１８条及び第１９条の規定により決定された報酬の額

を基礎として規則等で定める額に１００分の１２１．２５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	を基礎として規則等で定める額に１００分の１２３．７５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３及び４　略	３及び４　略

資　料　２

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>期末手当
及び
勤勉手当</td><td>支給月数
<table>
<tr><td></td><td colspan="3">現　　行</td><td colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</td><td colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</td></tr>
<tr><td>区　分</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.2875</td><td>1.2125</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.3125</td><td>1.2375</td><td>2.55</td><td>1.2875</td><td>1.2125</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>2.525</td><td>2.375</td><td>4.90</td><td>2.575</td><td>2.425</td><td>5.00</td><td>2.575</td><td>2.425</td><td>5.00</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施行期日等</td><td>１　第１条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和８年１２月１１日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に係る規定は同月１日から適用する。
２　第２条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>